

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 県営土地改良事業計画を変更した件
- 道路の供用を開始する件

三三

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件
- 宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件
- 福島海区漁業調整委員会
- すくい網漁業について指示する件
- こうなご電気棒受網漁業について指示する件

三三三三三三

告示

福島県告示第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、ふるどの西地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

(農村計画課)

福島県告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	いわき市小川町上平字前田二三番一地先から 市小川町上平字清水七〇番一地先まで	平成二十三年二月一日

(道路計画課)

公告

公告第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

昭和村土地改良区

退任した役員

住所

役別	氏名	住所
理事	渡邊 保雄	大沼郡昭和村大字小野川字後沢四四三番地
同	猪岐 一朗	同 郡同 村大字野尻字小田垣九八九番地
同	本名 昭司	同 郡同 村大字佐倉字馬場七四二番地
同	山内 常一	同 郡同 村大字野尻字元町四五二三番地
同	菅家 勝	同 郡同 村大字下中津川字上平五二八一番地
同	五十嵐 房雄	同 郡同 村大字大芦字田中三一七七番地
同	齋藤 昭男	同 郡同 村大字松山字上原一二九六番地
同	鈴木 悦男	同 郡同 村大字下中津川字町八五六番地
同	星 富雄	同 郡同 村大字小中津川字宮原一一七一番地
同	齋藤 克之	同 郡同 村大字喰丸字三島九五〇番地
同	羽染 良吉	同 郡同 村大字両原字天狗屋敷五七一番地
同	羽染 博市	同 郡同 村大字両原字根堀場四五八番地

同	五十嵐 榮司	同	郡同	村大字大芦字大向四四三番地
同	星 爲夫	同	郡同	村大字大芦字下風下一四九五番地
同	羽染 藤一	同	郡同	村大字両原字板橋七六二番地
同	本名 亀雄	同	郡同	村大字下中津川字新田八八一〇番地
就任した役員		住所		
役別	氏名			
理事	渡邊 保雄		大沼郡昭和村大字小野川字後沢四四三番地	
同	本名 昭司	同	郡同	村大字佐倉字馬場七四二番地
同	山内 常一	同	郡同	村大字野尻字元町四五二三番地
同	菅家 勝	同	郡同	村大字下中津川字上平五二八一一番地
同	五十嵐 房雄	同	郡同	村大字大芦字田中三一七七番地
同	羽染 博市	同	郡同	村大字両原字根堀場四五八番地
同	齋藤 昭男	同	郡同	村大字松山字上原一二九六番地
同	猪岐 國一	同	郡同	村大字野尻字小田垣一〇二五番地
同	本名 信一	同	郡同	村大字下中津川字新屋敷二六九六番地
同	東原 廣次	同	郡同	村大字小中津川字宮原一〇四六番地
同	齋藤 克之	同	郡同	村大字喰丸字三島九五〇番地
同	五十嵐 洋一	同	郡同	村大字大芦字中見沢一六番地
同	渡部 定夫	同	郡同	村大字小野川字宮原三四七番地
同	馬場 栄三	同	郡同	村大字野尻字山崎四七四〇番地
同	皆川 栄治	同	郡同	村大字大芦字宮田一六三五番地の二
同	本名 安成	同	郡同	村大字下中津川字新田八八〇七番地の二

(農村計画課)

公告第二十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十三年二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 聴聞の日時
平成二十三年二月十七日 午後一時三十分
- 二 聴聞の場所
福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎一階土木総務課分室
- 三 聴聞の内容
郡山市大槻町字西荒久二十八番地四有有限会社太健地所が宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定に該当するため

(建築指導課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二十六号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年二月四日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十三年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三十八年農林省告示第五百一号)の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあつては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域)

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑40センチメートル↑	
福海すくい	↑
23第号	20センチメートル
	↓

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年三月一日から平成二十四年二月二十九日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年二月四日
福島海区漁業調整委員会
会長 前田 幸徳

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成二十三年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件

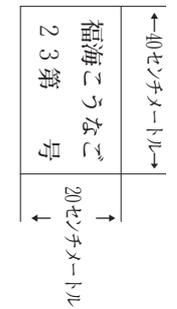
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十一年農林省告示第五百一號）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年三月一日から平成二十四年二月二十九日までとする。